

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令案及び施行規則案に関する意見募集の結果について

平成 28 年 1 月 28 日

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

1. 定めようとする命令等の題名

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則

2. 命令等の公布日

平成 28 年 1 月 29 日

3. 提出意見数

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令 … 2 件

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則 … 0 件

4. 提出意見を踏まえた案の修正の有無

無し。詳細は別紙を御覧ください。

(別紙)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>【1. 国の行政機関の範囲】</p> <p>施行令において警察庁が対象となっているのに警視庁が対象となっていないのは少々分からない。記載漏れという事なのであれば加えるべきであると考え</p>	<p>警視庁は国の行政機関ではないことから、本令で指定する機関に該当しません。</p>
2	<p>【1. 国の行政機関の範囲】</p> <p>政令で定めるものに全ての特別の機関を追記する。</p>	<p>特別の機関のうち省や外局などに準ずるものを指定するための規定であることから、全ての特別の機関は追記いたしません。</p> <p>なお、本令で指定されなかった特別の機関についても、省や外局などの附属機関として障害者差別解消法の対象となります。</p>